

令和 5 年 2 月 3 日

事業者の皆さまへ

志摩市新型コロナウイルス感染症対策本部

就業制限解除後の証明について(依頼)

平素は、市行政とりわけ商工振興にご理解・ご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

志摩市においては、新型コロナウイルス感染者は減少傾向ではあるものの依然として感染状況が高い水準であり、改めて感染防止対策の徹底をお願いしているところです。

さて、事業者様におかれましては、従業員に新型コロナウイルス感染症罹患後の職場復帰にあたり、陰性証明を求めているところもあろうかと思いますが、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するにあたって、職場等に陰性証明を提出する必要はない」としております。

つきましては、志摩市ホームページ「就業制限解除後の検査結果の証明について」をご確認いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

※市ホームページ「就業制限解除後の検査結果の証明について」

<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kenkofukushibu/kenkosuishinka/corona/1647215139758.html>



← QRコードはこちら

【事務担当】志摩市 産業振興部 商工課

TEL (0599) 44-0010/FAX (0599) 44-5262